

## はじめに ～基本計画の策定にあたって～

### 糸島の「食」と「農」と「環境」を将来の世代に

本市の農業は、糸島平野の豊穡な土地と豊かな自然、そして先人たちの英知と努力によって様々な困難を乗り越えながら多彩な農畜産物を生産し、県内でも有数の産地となっています。さらに、本市の農業・農村は水と土を大切にしながら、生命活動の源である食料を供給するだけでなく、四季折々の美しい景観や水源のかん養、洪水の防止、伝統文化の継承等の多面的な機能を発揮する役割を担っており、全ての市民がその恩恵を受けています。

しかしながら、農業・農村は、総じて農業所得の大幅な減少、高齢化による担い手不足、それに伴う耕作放棄地の増大、農村の活力低下といった厳しい状況に直面しており、このままでは、農業・農村が持つ多面的機能の発揮が脅かされ、市民全体が不利益を被るおそれがあります。農業・農村が有する固有の価値は、お金で買うことができないものであり、糸島の「食」と「農」と「環境」を将来の世代に確実に継承していかなければいけません。

その実現には、市民一人ひとりが農産物に込められた農業・農村の価値を適正に評価し、市内で生産された農産物を消費する行動や健全な食生活を実践するなどの行動が欠かせない要素となります。また、こうした市民の理解と行動に支えられることで、農業者が誇りと希望を持って質の高い食料を合理的な価格で供給する努力を続けることができ、そのことが、地域社会を発展させる力になると考えております。

本市では平成22年1月、本市の農業・農村が持続的に発展し、豊かで住みよい地域社会の実現を目指し「糸島市農力を育む基本条例」を制定しました。そして、条例に掲げる目的と基本理念、基本的施策を推し進めるため、農業者と消費者、事業者、学識経験者等で構成する「農力を育む市民推進会議」において、平成23年3月「糸島市農力を育む基本計画」を策定しました。

計画策定から5年、「農力を育む市民推進会議」では、この計画の進捗状況の確認はもちろん、計画そのものの精査を行ってきました。そして、時代の変化に対応する計画・施策などについて審議を重ね、見直しを行い、この度「糸島市農力を育む基本計画」の見直しを行いました。

本市の基幹産業は農業であり、農業の持続的発展が“市の元気の源”になると考えています。今後も「食」と「環境」は社会の中で重要とされていきます。農業・農村が市民共有の財産であることを認識し、市民全体で農業・農村を支えていく必要があります。これまでの計画を発展させ、より一層、本市の農業・農村の持続的な発展と豊かで住みよい地域社会の実現を目指します。

さらに、世界レベルの頭脳集団である九州大学と連携した新しい糸島農業の展開を視野に入れ、消費者である市民の皆様と協働で地域農業の発展に全力をあげてまいります。

市民の皆様におかれましては、市が実施する施策、事業へのご理解とお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



平成28年3月 糸島市長 月形 祐二

# 第 1 章 基本計画の基本的考え方

## 第 1 節 基本計画の趣旨

### 1 基本計画策定の趣旨

#### (1) 農業をめぐる動き

##### 世界の動き

世界の人口は 2050 年には 96 億人に達し、新興国の経済成長に伴う食料需要の拡大が続くものと予測されます。

また地球温暖化による生産可能地域の変動や異常気象による不作の頻発など、食料供給面における不安要素が懸念されています。

これは世界の食料需要がひっ迫する可能性を示唆しており、今後、新興国との間で食料調達の競合が起こるなど、食料の安定的な輸入確保に支障が出る事態も懸念されています。

さらに、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）などの経済連携に向けた動きも進展するものと見込まれ、今後の日本農業の行方を左右する大きな課題といえます。

##### 国の動き

21 世紀の農政の基本指針である「食料・農業・農村基本法」が平成 11 年に制定され、16 年が経過しました。その間、急速に進む高齢化や食料需給のグローバル化などにより、これまで施策展開の前提としていた食料・農業・農村の実態が大きく変化しつつあります。

平成 27 年 3 月、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。これには、農業・食品産業の成長を促進するための産業施策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域施策を車の両輪として進めるため、短期的な課題解決と中長期的な変化に対応するため、次の 7 つの視点に立った施策を展開することとしています。

- (1) 基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保
- (2) 食料の安定供給の確保に向けた国民的な議論の深化
- (3) 需要や消費者視点に立脚した施策の展開
- (4) 農業の担い手が活躍できる環境の整備
- (5) 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開
- (6) 新たな可能性を切り拓く技術革新
- (7) 農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

##### 県の動き

福岡県では平成 13 年 7 月に「福岡県農業・農村振興条例」を制定し、これに基づいて「福岡県農業・農村振興基本計画」を策定。平成 24 年 3 月には基本計画の見直しを行い「経営の安定、県民の力強い支持で県農業・農村を持続的に発展」を目標に、農業・農村の持続的発展に向けた 6 つの目指す方向を定め、様々な取組みを展開しています。



福吉地区の中山間地域の農地

さらに平成 26 年 12 月には、県民一人ひとりが「食」や「木材利用」の重要性、農林水産業・農山漁村の役割について、自ら考え主体的に行動していく契機となるよう、次の 3 つの基本理念のもと「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」を策定しました。

- (1) 収益性の高い、足腰の強い農林漁業経営が確立され、農林水産業が持続的に営まれること。
- (2) 安全で安心な農林水産物の生産が行われるとともに、食及び木材利用の重要性への県民の理解が深められ、県民の主体的な行動が促されること。
- (3) 景観や県土の保全など、農林水産業の多面的機能が、将来にわたって維持増進されること。

### 市の動き

本市の農業・農村は、食料の生産だけではなく、水資源や自然環境の保全等をとおして、市民生活や地域経済の発展、農村文化の継承などに大きく貢献してきました。

しかし、農業・農村を取り巻く状況は厳しく、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の拡大などが進んでおり、本市の農業が持続的に発展できる取り組みが強く求められています。

このため、市民全体で農業・農村の持つ力を育みながら、安全で安心な食料の安定供給と流通消費や環境保全を図り、持続的に発展できる農業の確立と豊かで住みよい地域社会を実現するため、平成 22 年 1 月 1 日に「糸島市農力を育む基本条例」(以下「基本条例」という。)を制定しました。

基本条例では前文に条例への想いや農力の定義、条例の目的・基本理念、市と農業者・農業団体の責務、市民と事業者の役割を示し、10 項目の基本的施策を計画的に推進するため、農力を育む基本計画(以下「基本計画」という。)を策定することとしています。

基本計画の策定については、関係機関や学識経験者等で組織する「糸島市農力を育む市民推進会議」で、10 項目の基本的施策それぞれについて、本市の食と農、環境のあるべき姿を念頭に議論を行い、具体的な数値目標を掲げるなどの検討を行います。

### 糸島市農力を育む基本条例の構成

前文	条例の思い
第1条	目的
第2条	基本理念
第3条	市の責務
第4条	農業者及び農業団体の責務
第5条	市民の役割
第6条	事業者の役割
第7条	基本的施策
第8条	基本計画
第9条	実施状況の公表
第10条	糸島市農力を育む市民推進会議
附則	平成 22 年 1 月 1 日から施行

農力とは・・・(～基本条例前文より引用～)  
人間の人間らしい営みと自然との接点に食料・農業・農村がある。  
これらは、私たちが愛する糸島の景観、風習、文化などに大きな恵みをもたらしてきた。  
このような人間生活の発展に資する食料・農業・農村が持つ力を農力という。

### (2) 計画の考え方

基本計画は、本市の食料の安全・安心の確保と安定的な供給、農業・農村の持続的な発展を図るために、農業者だけでなく市民すべてが本市の農業・農村が持つ力に関心を持ち、これらが市民共有の貴重な財産であるということを認識してもらい、本市の「食」と「農」と「環境」を育むために市民が様々な形で参画していくという考え方を基本としています。

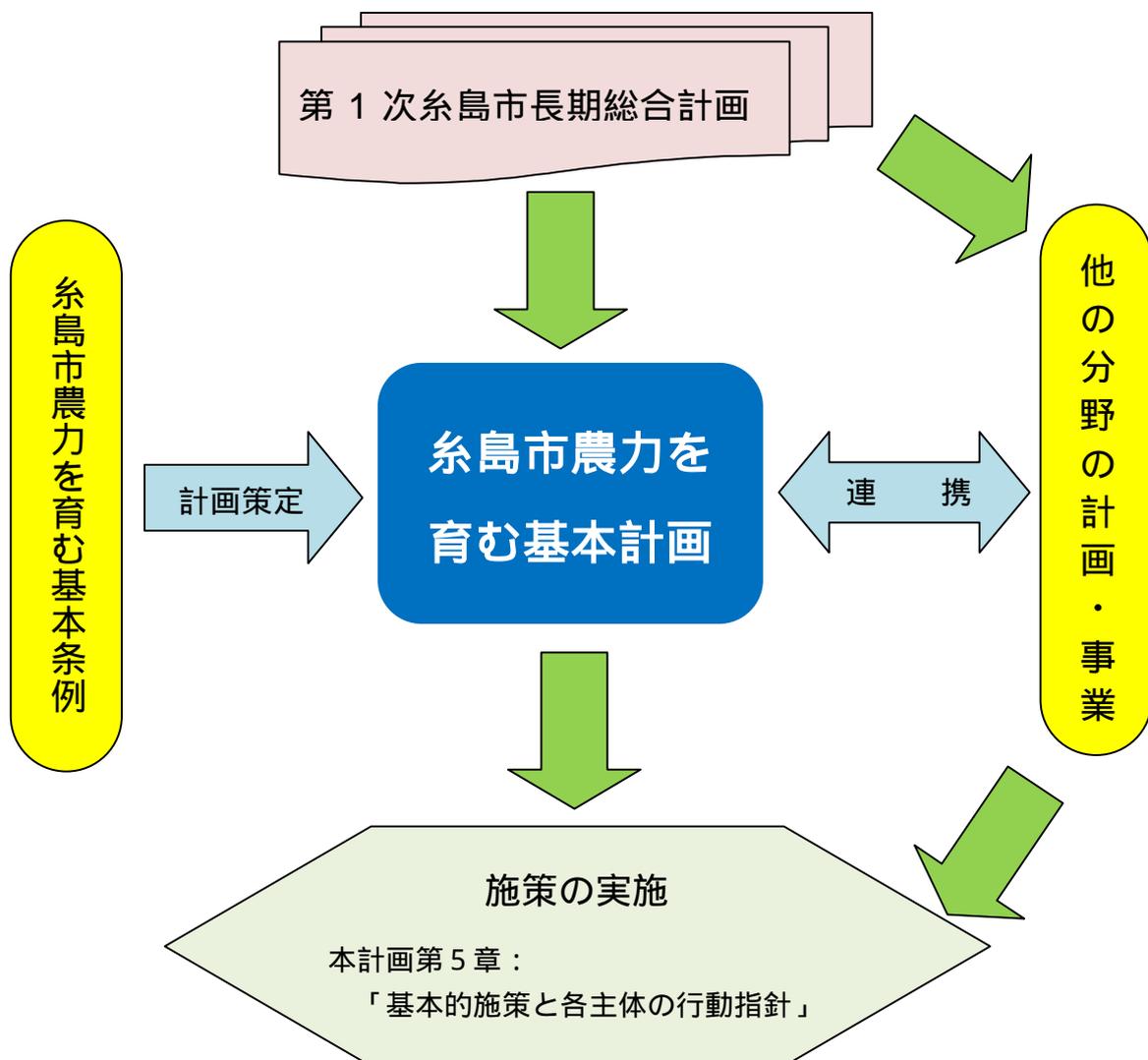
そのため、多くの市民にこの考え方を理解していただきたいという思いから、基本計画のサブタイトルを『市民みんなで育む「食」と「農」と「環境」』としています。

## 第 2 節 基本計画の位置づけと役割

市は基本条例に掲げる理念の実現に向けて、第 7 条に掲げる 10 項目の基本的施策を実行するために、基本計画を策定します。

また、第 1 次糸島市長期総合計画に基づいて実施される「農業生産施設整備と農産物の低コスト化の推進」、「持続的な担い手の育成」、「農業における地産地消、市場開拓、ブランド化の推進」、「九州大学との連携による農業振興」などの農業関係各種施策や、国が提唱する 6 次産業の育成も視野に入れながら他の分野の計画と連携し、本市の食料・農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進を図ります。

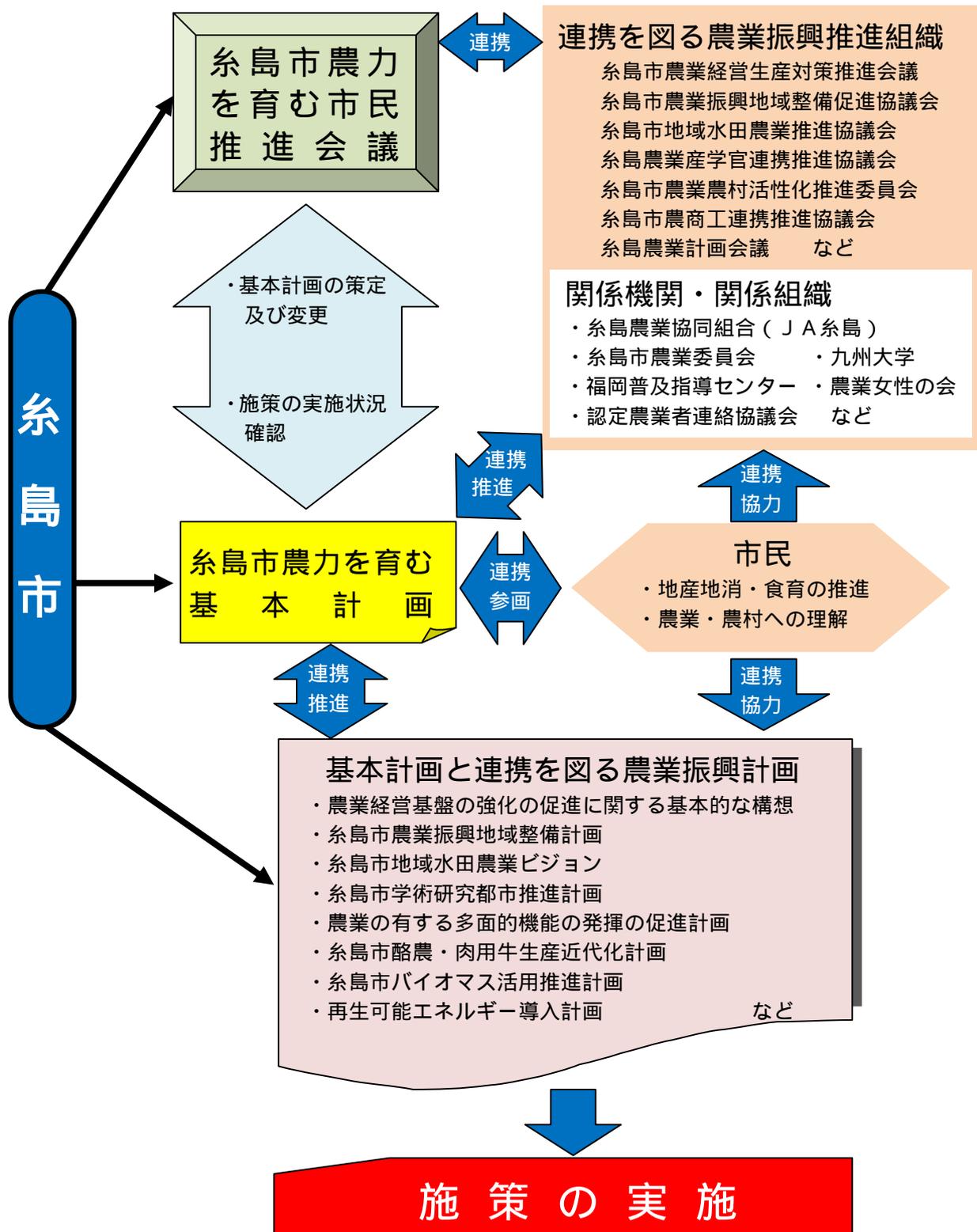
### 【基本計画の位置づけイメージ】



### 第3節 基本計画の推進体制

基本計画の推進については、「糸島市」及び「糸島市農力を育む市民推進会議」を中心として、他の農業振興推進組織と連携を図りながら、取り組んでいきます。

【既存の推進体制との関係図】



## 第4節 基本計画の計画期間と実施状況の公表

### 1 基本計画の計画期間

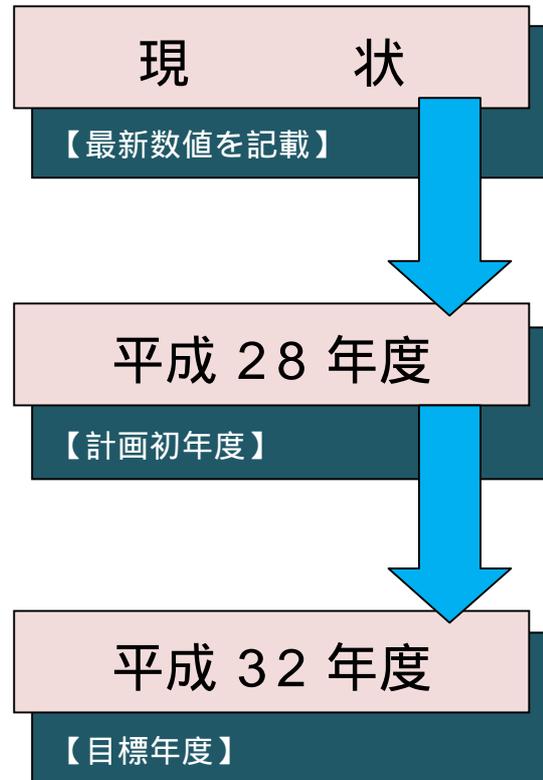
基本計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする5か年の計画とします。

また、毎年事業の進捗状況を管理し、急激に社会経済の状況や国の農業政策が大きく変化した場合は、糸島市農力を育む市民推進会議により必要に応じた見直しを行います。

### 2 実施状況の公表

基本条例第9条に基づき、基本計画に基づく施策の実施状況等を取りまとめ、糸島市農力を育む市民推進会議の意見を聞いて、毎年公表するものとします。

ただし、実施状況のとりまとめ並びに公表方法については、別に定めるものとします。



## 第2章 食料・農業・農村の現状と課題

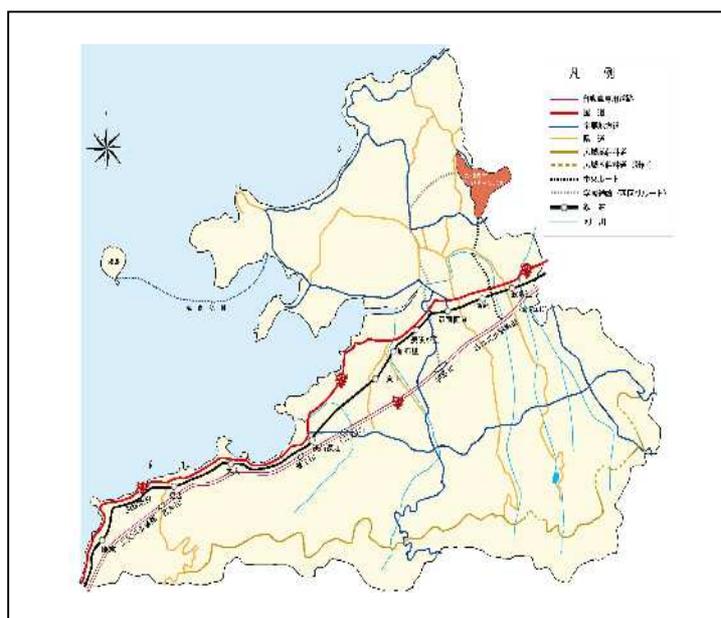
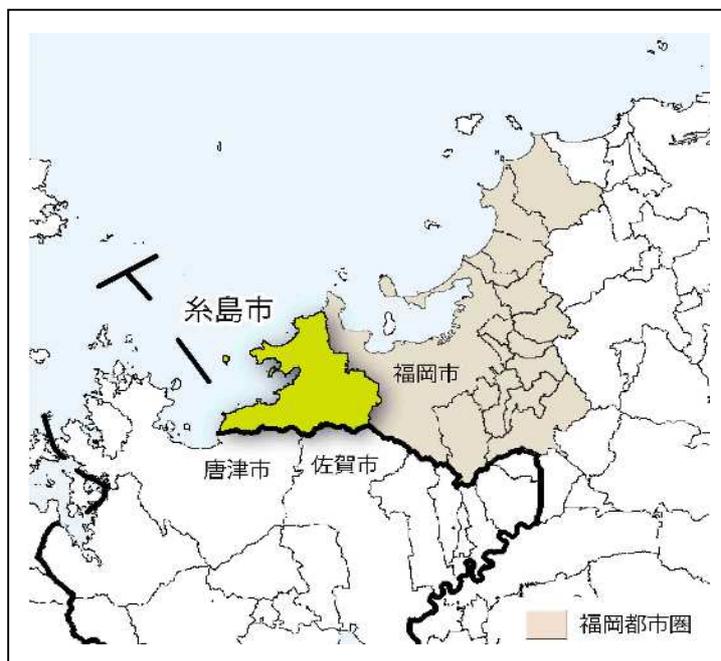
### 第1節 本市の特性

#### 1 立地・交通

本市は、福岡県の西端に位置し、東は県都福岡市、西は佐賀県唐津市、南は脊振山系を境として佐賀県佐賀市に接した自然豊かな田園都市です。総面積は215.70km<sup>2</sup>、平成22年1月に旧前原市、旧志摩町、旧二丈町が合併して誕生しました。

本市の中央部を東西にJR筑肥線、国道202号、国道202号バイパス、西九州自動車道がほぼ平行して走り、南部の山麓には主要地方道大野城二丈線が東西に走っています。JR筑肥線は、筑前前原駅から福岡市天神まで約35分、JR博多駅まで約40分、福岡空港へも50分程度で移動でき、市民の通勤・通学の足となっています。

また西九州自動車道は、東は福岡都市高速を経由して九州自動車道に、西は長崎自動車道に接続しており、流通の拠点となっています。九州大学の伊都キャンパスへの移転や企業誘致等が進むことで、人とモノの交流や生活基盤の整備等が活発となることが予測されています。



#### 2 気候・風土

本市の気候は、対馬暖流の影響を受けた温帯型の気候ですが、冬期は低温で晴天が少ない日本海型の気候区に属し、年間平均気温は約16.1℃、年間降水量は約1,677mmです。

南部の佐賀県との境をなす背振山系には、東から井原山(983m)、雷山(955m)、羽金山(900m)、女岳(749m)、浮岳(805m)などの峰々が連なっており、この山地から瑞梅寺川、雷山川、長野川の3河川が市域を北流し、加布里湾と今津湾(福岡市)に、羅漢川をはじめとする7河川が唐津湾へと注いでいます。

古くは、北部の旧志摩町との境に加布里湾と今津湾を結ぶ糸島水道が通り、船の往来が合っ

たと伝えられていますが、自然の堆積と、江戸時代に入っの干拓事業により水田が作られ、現在では市の中央部から北部、西部にかけて豊かな糸島平野が広がっています。

市内には、歴史的遺産が多数点在し、中国の歴史書「魏志倭人伝」に記されている古代国家「伊都国」があった地として知られており、平原遺跡で出土した日本最大の銅鏡「内行花文鏡」をはじめとする出土品は国宝に指定されています。



市内の田園風景

### 3 人口

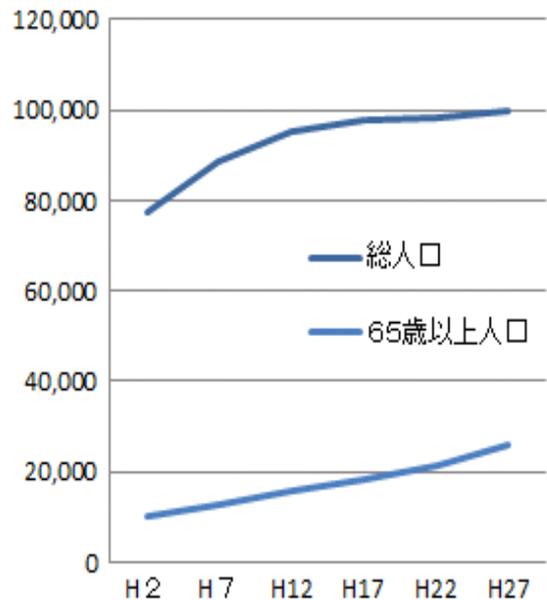
国勢調査によると、過去 10 年間は微増の傾向にあり、平成 28 年 3 月末現在、住民基本台帳人口は 99,687 人、世帯数は 39,609 世帯となっています。

一方で、65 歳以上の高齢者数は 26,748 人で全体からみる割合は約 26.83% となっており、年々増加傾向にあることから、今後の本市の社会構造に大きな影響を与えることが予測されています。

また、本市の農業就業人口は 2,971 人(2015 年農林業センサス)で、調査時(平成 27 年 2 月 1 日)の全市民に占める割合は約 3.0% となっており、農業就業者の性別では女性が 49.8% を占め、年齢別では 65 歳以上が 52.1% を占めています。平成 17 年と比較すると、この 10 年間で農業就業人口は 1,268 人減少している一方で、65 歳以上の占める割合は、逆に約 1.6 ポイントの増加となっており、農業就業者の高齢化が進んでいます。

糸島市人口推移グラフ(国勢調査結果)

平成 27 年度 住民基本台帳の人口。



### 4 産業

J R 筑前前原駅を中心とした市街地は、江戸時代に唐津街道の宿場町として栄え、糸島地域の政治、経済、文化、交通の中心地として発展してきました。しかし、商工業の中心となる大規模な工場や研究所などは、他市と比較すると立地が少ない状況です。

今後は、九州大学との連携活動から展開される研究施設や関連企業の立地、交通網の整備、人口集積を活かした産業などの立地を促進して、市民の雇用創出および所得向上を図り、地域

経済の活性化を進めていくことにしています。

一方、本市における農業は古くから盛んで、特に水稲、イチゴ、ミカン、畜産、花きなどは本市を代表する主要品目となっており、本市の農業は現在でも市の基幹産業として、重要な役割を担っています。市内で生産された農産物は、市内 19 か所の地元農産物直売所でも販売されており、市内外からの買い物客で賑わっています。

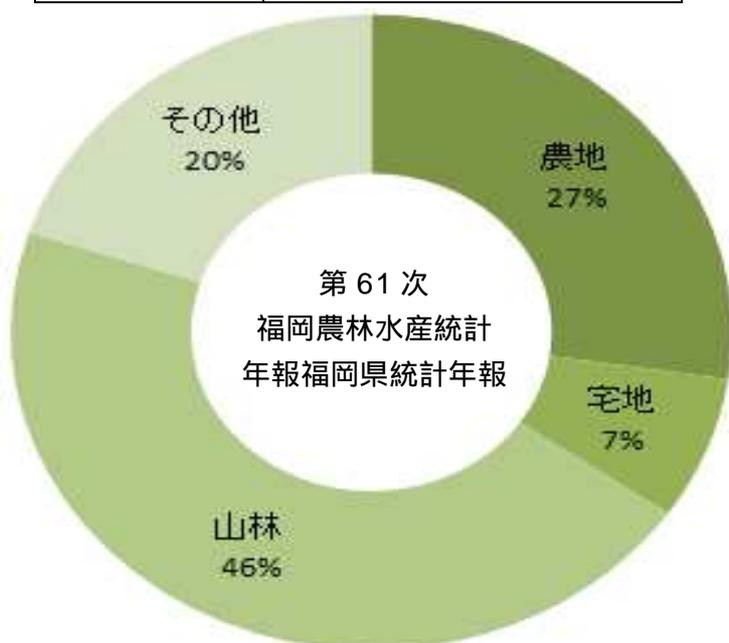
漁業については、天然マダイの水揚げが 3 年連続で日本一になるなど盛んで、ほかにもイカなどの多種多様な魚介類が漁獲されています。またカキは、冬場のカキ小屋が糸島の風物詩となるほど盛んで、多くの人を訪れます。また、天然ハマグリや伊都の花エビ、アカモクなども特産品となっています。



海と山、平野が織りなす糸島の自然環境

糸島市の総面積（農林業センサス 平成 22 年 2 月 1 日）  
 測量機器の精度向上により、その後に合計面積は 21,570ha に修正されています。

項目	面積 (ha / %)
農地	5,916ha ( 27% )
宅地	1,572ha ( 7% )
山林	9,826ha ( 46% )
その他	4,301ha ( 20% )
合計	21,615ha ( 100% )



## 5 土地利用

本市の面積を、農地や宅地、山林、その他の用途別にみると、右図のとおりとなっています。

土地は、個人の貴重な財産であるとともに市民生活や産業振興の根幹となるものであるため、本市では国土利用計画を策定し、県国土利用計画と調整を図りながら、農用地、森林、河川等、道路、宅地、その他の利用区分別に、計画的にバランスの取れた土地利用を進めていくこととしています。

また農業上の土地利用については、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図るべき農用地区域(4,559ha)では、農地(田・畑・採草放牧地等)及び農業施設用地(126ha)に用途を区分し、優良農地としての農業振興の推進や都市的土地利用など農地以外への土地利用調整を実施しています。

## 第2節 食料に関する現状と課題

本市においても高度経済成長期以降、交通網の発達や加工技術の向上などによる広域大量流通システムが確立しました。それにより、季節や種類、生産地を問わずに様々な食材が入手可能となり、私たちの食生活は飛躍的に豊かになりました。

しかし、加工食品やインスタント食品等の普及により「食(消費)」と「農(生産)」の距離が開き、社会情勢の変化と相まって、不規則な食事や栄養の偏りによる肥満、生活習慣病などの増加が問題となっています。また、生産者と消費者の顔の見える関係が崩れたことで、食品の不正表示や食材偽装、また、輸入農産物や加工食品からの残留農薬や薬物混入などの事件が次々と発生し、消費者の食に対する安全を脅かす大きな社会問題となっています。

このような状況の中で、市民一人ひとりが心身ともに豊かで健康な人生を送るためには、地域で生産される、安全で安心な地元農畜産物等を選び、健康づくりや食に対する正しい知識を身につけることが必要となっています。

### 1 地域で生産される食料の信頼確保の現状

本市における安全安心な農産物生産への取組み

市内では、昭和60年代から減農薬栽培や環境保全型農業の取組みが始まっており、現在でも、水稻の生産における農薬使用は県内で最も少ない地域の1つとなっています。

またJA系島においても、安全・安心な農産物の生産振興が行われているとともに、近年では、ふくおかエコ農産物認証制度をはじめとする安全・安心に係る各種認証制度に取り組み、これらを取得した農業者が多数存在しています。



【ふくおかエコ農産物認証マーク】

本市における安心・安全な農産物の生産の課題

本市では、農業者の意欲と関係機関の指導により、農産物の安全な生産に対する高い意識が育まれ、それに基づいて早くから安全で美味しい農産物の生産が行われてきました。

しかし近年、国内外で「食」についての諸問題が次々と発生し、同時に消費者の「食」に対する意識も高まってきています。今後さらに、

消費者が求める「食」への安全・安心への取組みを充実させ、市内で生産される農産物への信頼確保に取り組むことが必要となっています。

このため生産者側では、農薬の適正使用やGAP(農業生産工程管理手法)の推進、食品衛生法によるポジティブリストに対する取組みの強化、自主的なトレーサビリティの取組み、また、農畜産物直売所で販売される農畜産物への適正表示の徹底などに取り組んでいくことが必要となります。



一方、消費者サイドの視点からも、表示方法の分かりづらさや各種認証制度の内容、知名度の不足などの問題があるため、各種表示法や認証制度の正しい理解の啓発・広報、流通におけるわかりやすい表示の推進などが必要です。

## 前期計画の総括

前期計画では、安全で安心できる農畜産物生産を支援するため、エコファーマー認定の取得などについて数値目標を設定して、取り組んできました。しかし、制度の変更などで直売所の出荷物に認証シールが貼付できなくなるなど、差別化を図るメリットがなくなり、エコファーマー認定者は、平成 26 年度には平成 22 年度の 10 分の 1 以下に減少しました。

一方、減農薬栽培など安全性に対する付加価値のある農産物を求める消費者は多く『ふくおかエコ農産物認証制度』などの推進を行ってきました。

その他、直売所出荷者や市民農園利用者等を対象としたポジティブリストなどの生産技術講習会も平均して年 2.5 回ほど開催しており、今後も継続して行う必要があります。

## 2 流通・消費の現状

### 低い食料自給率

我が国における食生活の変化の主な要因として、食の外部的・簡素化が進んだことにより、加工・業務用を中心として、安価な海外の農畜産物等の輸入が増加しました。

またパンや麺類、また油脂類を多く含む欧米型などの食生活に変化してきたことで、食料の大部分を輸入に頼ってきました。

我が国の食料自給率（供給熱量ベース）は、ここ数年 39%で推移しており、国は平成 37 年の食料需給率目標値を 50%から 45%に引き下げました。現在の食料自給率は主要先進国の中でも最低の水準です。本市の食料自給率（供給熱量ベース）は、統計上のデータがなく推計もできませんが、県の状況などから、減少傾向にあるものと推測されます。

### 市場流通と直売施設

市内で生産される農畜産物は、米や麦、露地野菜、施設野菜、果樹、花き、畜産等を組み合わせた複合型の農業体系によって生産され、これらの農畜産物の多くは市場取引価格の高い京浜・京阪神地区や福岡都市圏に出荷されています。

一方、消費者の食の安全性に対する関心の高まりや流通形態の多様化により、生産直販等による地産地消を求める消費者ニーズが高まっています。本市においても、市内 19 か所の

### 諸外国との食料自給率の比較

（供給熱量ベース） 単位：%

国名	1961年	2011年
アメリカ	119	127
カナダ	102	258
ドイツ	67	92
フランス	99	129
イタリア	90	61
イギリス	42	72
オーストラリア	204	205
韓国	80(1970)	39
台湾	56(1984)	34
日本	78	39

### 食料自給率（供給熱量ベース）の推移 単位：%

	平成10年	平成25年
国	40	39
福岡県	21	20

地場産農畜産物直売所や、量販店における地場産農畜産物コーナー等の設置がみられ、地元で採れた朝どり野菜や手作りの加工品などが販売されています。

また、このような直売所やコーナーなどでは新鮮な農畜産物の販売だけではなく、調理方法や個別の農畜産物の情報を積極的に提供していくことでリピーターを増やし、生産者と消費者が支え合う関係が築かれています。特に大規模な直売所では品ぞろえの良さもあり、市民はもちろん多くの福岡都市圏の住民が糸島の食材を求めて訪れ、たいへんな賑わいを見せています。



直売所等で販売される糸島産農畜産物

学校等施設における地場産農畜産物の利用

市内一部の小・中学校では、地元生産者や生産者グループとの連携による地場産農畜産物の利用が進められています。また、市が推進する地産地消応援団の取組みに参画する飲食店なども増え、民間レベルでの地産地消も進んでいます。

最近では、糸島産の食材そのものがブランドとして認識され、市内外の飲食店や食品加工事業者などでも、生産者との契約栽培や直接取引、直売所等からの仕入れが積極的に行われ、食材に「糸島産」の使用を銘打ったメニューや商品が提供されています。



地域食材を使った地産地消の学校給食

## 農畜産物流通・消費の課題

今後は、JA共販などによる大消費地の市場への出荷の推進や契約取引等を拡大しながら、本市の農業生産基盤の安定的な確保を進めていく必要があります。

また、市内の安全・安心な農畜産物が市民にとってさらに身近になるよう、直売所や量販店などの地場産農畜産物コーナーの充実や出荷体制の整備、学校給食や保育・保健福祉施設、飲食店、食品加工事業者等での地域食材の利用を高める取り組みが必要となります。

さらに、農業と第2次・第3次産業の融合を進め、農村が持つあらゆる資源と産業とを結びつけることで、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化や農商工連携事業を推進していく必要があります。

## 前期計画の総括

前期計画では、地産地消の推進を図るため直売所の年間販売額の拡大を数値目標に取り組みを進めました。この5年間で一部の直売所は販売額が拡大したものの、全体としては

横ばいで推移。そのため全体的な販売額の底上げを目的に平成 26 年度から小規模直売所を中心に、直売所の P R やイベントにかかる費用への市単独補助事業を開始しました。

また、学校給食への地元食材の使用割合(重量ベース)を数値目標に、拡大を進めてきました。学校と生産者の連携は良好ですが、価格調整等が影響し、ここ 5 年間で使用割合は 20%減少しています。生産者の所得を確保しつつ、使用割合を高める工夫が求められます。

そのほかの施策として地産地消応援団の加入店舗数を数値目標に、その拡大に取り組んできました。当初は、倍増を目標としましたが、おおむね 4 割増にとどまっています。

### 3 食育の現状と課題

#### 食生活の様々な問題

「食」は生きるために不可欠なものです。昔から「医食同源」と言われ、食べることは心と体の健康維持に欠かせないものと考えられてきました。何をどのように食べるかは、心身ともに豊かで健康な生活を過ごすために、とても重要なことです。

しかし、ライフスタイルが多様化し、いつでもどこでも食べたいものが食べられる「便利な食」が求められ、実現していった結果、食卓と生産の距離は開き「食」の大切さ、それを支える人、生産活動への感謝の念が次第に薄れてきました。

同時に、自分や家族の健康を維持するために必要な「食」に対する重要性の認識まで薄れつつあります。このことは、栄養の偏りや生活習慣病の増加、食物の安全性への不安、不規則な食生活、食べ残しの増加など、食生活の上で様々な深刻な問題を発生させており、食育を推進することがたいへんに重要となっています。



九大生も参加した「鯉攻め」。獲った鯉は食べる



子どもたちを対象とした食育推進事業

#### 本市の食育推進活動

本市の教育現場では、6月を「食育月間」、毎月 19 日を「食育の日」とし、小・中学校の学校給食等で、地域の農畜産物や水産物などの食材を紹介する取組みなどが行われています。

また、給食時間や総合学習の時間を活用し、栄養教諭や給食調理員、生産者などをゲストティーチャーに招き、子どもたちに「食」の大切さや農畜産物や水産物への感謝の気持ちを伝える取組みが行われています。

また地域においても公民館や農業公園などを活用し、地域や農業者（団体）市民団体等による「食と農の体験」や「地域食材を利用した料理教室」などが開催されています。また、健康福祉センターでの「いとしま健康大学」や食生活改善推進会等の活動が行われており、子育て支援センターにおいても食育の推進につながる事業が展開されています。



地域食材を使ったカレー（九州大学）

### 食育推進の課題

国は平成 17 年に「食育基本法」を制定。平成 18 年には「食育推進基本計画」を策定し、5 年毎に計画を見直しながら食育の取組みを進めています。見直しも 3 回目となり、平成 28 年度から新たな食育推進基本計画に取り組むこととなります。



関係組織が連携して推進する「食育」

また福岡県では平成 18 年「ふくおかの食と農推進基本指針」を策定。平成 25 年には平成 29 年度までを見越した「福岡県食育・地産地消推進計画」を策定し、総合的な食育推進の取組みを進めています。本市でも食育の推進について、農業面では「農力を育む基本計画」、健康づくり面で「糸島市健康増進計画健康いとしま 21」、教育面で「糸島市教育基本方針」などがあり、関係所管課が連携しながら、地産地消の推進や食生活改善、日本型食生活の推進、健やかな体づくり、早寝・早起き・朝ごはん運動等、それぞれの視点に立った取組みを、家庭や地域、学校、関係機関などが連携しながら進めています。

これらは、これまで「糸島市食のまちづくり推進計画」により推進されてきましたが、当該計画（食育や地産地消に関する計画）をはじめ、健康や教育、環境、観光などの各種関連計画に継続されることとなり、今後、関係各課の連携・協力が重要となります。

これは、これまで「糸島市食のまちづくり推進計画」により推進されてきましたが、当該計画（食育や地産地消に関する計画）をはじめ、健康や教育、環境、観光などの各種関連計画に継続されることとなり、今後、関係各課の連携・協力が重要となります。

### 前期計画の総括

前期計画では、小・中学生の朝食摂取率と学校での食育事業数を数値目標に定め、学校での食育を推進してきました。「早寝・早起き・朝ごはん」などの食育事業はすべての小・中学校で行われていますが、朝食摂取率は小学生が約 88%、中学生が 83% 程度で推移しています。

そのほかの数値目標として、直売所や農業公園などで実施する農業体験事業数は、目標を上回る 75% 増となりました。また、健康料理教室や夏休み期間中の子ども料理教室等、地元食材を使った料理教室・体験事業数は横ばいですが、開催回数は 2 倍近く増加しています。

また、食生活改善推進会の会員数は増加傾向にあります。健康づくりや生活習慣病予防の取組みとして重要な役割を担っており、今後も新規会員の増加と活動支援の強化を図ります。

### 第3節 農業に関する現状と課題

本市の農業は、糸島平野を中心に豊穡な大地と対馬暖流の影響による温帯型気候のもと、古くから発展してきました。現在は水稻を基幹作物に、野菜や花き、畜産、果樹の生産が盛んで、生鮮食料供給基地としての役割を果たしています。福岡市に隣接する都市近郊型農業であり、また東京や京都、広島などの大消費地にも出荷する、大型産地としての性格も持っています。

しかし近年は、社会情勢の変化と少子高齢化などの影響で農家人口は減少し、農業の担い手不足が進んでいます。また、長引く景気の低迷で、海外の安価な農畜産物の輸入が増えており、国内産価格が低迷。本市においても、正常な農業経営の継続が厳しい状況になりつつあります。今後、耕作放棄地の増加や農業経営をする上での様々な問題の発生などが予想されます。

このような中、本市の農業を持続的に発展させるには、まず、農業の担い手不足を解消することが重要です。大規模から小規模まで幅広く多様な農業の担い手を育成しながら、競争力のある産地づくりを進め、高品質で高収量、低コストで経営できる農業を目指すことが重要です。併せて、都市化に伴う地域環境への配慮なども課題となってきます。

また、さらに農業を活性化させるには、農村における男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。地域や家庭の中で農業・農村を支える女性の役割を、男女が共に、正しく認識・評価し合うことが大切です。農業経営をする上で、対等なパートナーとして男女が共に知恵を出し、支え合うことは、強い農業経営を進めていく上で大きな力となります。

さらに、九州大学が持つ最先端の技能・知識を最大限に活用するため、大学と研究機関、農業者（団体）、事業者などの連携強化が大切です。本市の農業資源に大学の「知力」を活かし、高機能性や高付加価値のある農畜産物の生産、農産加工品の研究開発、事業化への支援などを行い「産・学・官」や「農・商・工」の連携による新たな農業の展開を図る必要があります。

#### 1 多様な担い手の育成確保、産地育成、農業経営の確立に関する現状と課題

##### (1) 多様な担い手の育成確保

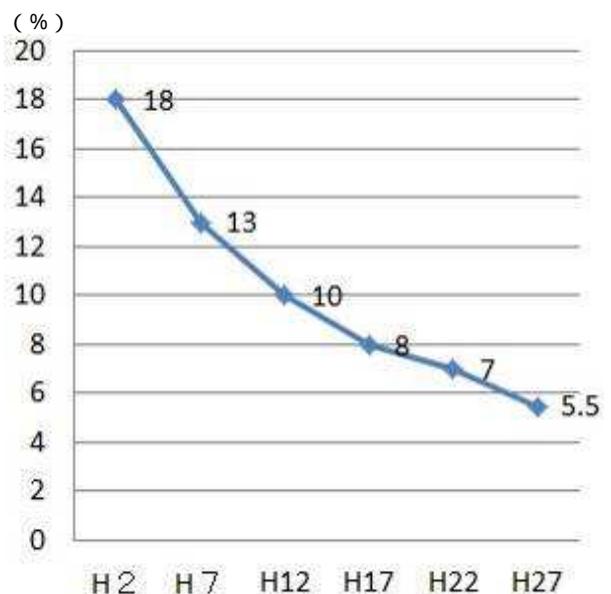
###### 市内の農家数

本市の農業経営は、家族単位での経営体が大半を占め、総農家数は2,145戸（2015年農林業センサス）です。調査時の農家率（総世帯に占める農家の割合）は5.5%で、平成2年の18%から7割近く減少しています。

総農家数のうち、農業所得で生計を立てている専業農家、及び主に農業所得を中心に生計を立てている第1種兼業農家、農業所得はあるがそれ以外の所得を中心に生計を立てている第2種兼業農家、自己消費する農産物だけを生産している自給的農家の内訳と近年の推移は、次頁の図のようになっています。

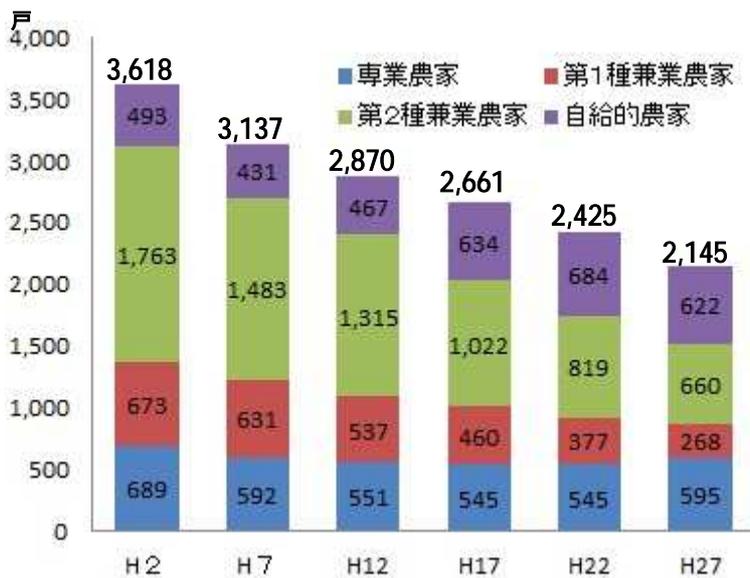
農家区分は、次頁の「用語説明」参照。

農家率の推移



資料 農林業センサス（H27.2.1）

## 専業別農家数の推移 (資料：農林業センサス(平成27年2月1日))



### 用語説明

**専業農家** 世帯員の中に兼業従事者(1年間に30日以上、他に雇用されて仕事に従事した者、または農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家

**第1種兼業農家** 世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家

**第2種兼業農家** 世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家

**自給的農家** 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

資料 農林水産省ホームページ「用語説明」より

農家数は、平成17年から平成27年の10年間で516戸減少しています。特に兼業農家は第1種と第2種を合わせて554戸減少、また自給的農家も62戸減少しており、農業経営を兼業、自給として継続していくことが厳しい状況を示す結果となっています。一方、専業農家は50戸増加しており、専業農家に農業経営が集約されつつあることを示しています。

### 多様な担い手

今後、本市の農業を持続的に発展させるには、意欲のある認定農業者の育成・確保、また個々の地域条件に応じた集落営農組織の発足を推進するなど、より効率的で安定的な経営に転換を図る必要があります。

農業後継者の育成はもちろん、新たな就農希望者の相談に積極的に応じることが大切です。就農計画から確実な農業経営が見込まれる場合は、農地取得や技術習得などの支援を行い、就農に結び付けていくことが重要です。そのほか、農業経営基盤促進法に基づく認定新規就農者制度を活用し、計画性の高い意欲ある新たな担い手を育成していくことも必要です。

さらに、本市の農業就業人口(主として農業に従事する人数)の半数以上を占める女性農業者が活躍できる状況を確保していくこと、また農業就業人口の半数近くを占め、今後も増加し続ける65歳以上の高齢農業者など、多様な農業者が活躍できる場を整備していくことが課題となっています。

### 認定農業者数の推移(経営体数)



新規就農者を増やし、農業を元気に

## 前期計画の総括

農家数、特に主業農家数は減少傾向にあります。前期計画では、新規就農者の確保などを数値目標に、糸島農業計画会議を中心に関係機関と連携しながら取組みを進めてきました。県内でも就農希望者が多いこともあり、年間15人から19人の新規就農者が誕生しています。

しかし、ここ5年で農家戸数が約11%(280戸)、主業農家が約13%(87戸)減少し、高齢化等の様々な要因により、新規就農者以上に離農する人が多いのが実情です。なお、年間1000万円以上の販売農家数は約0.6%(2戸)減少と下げ止まり、回復の兆しが見えています。

平成26年度から、退職世代を対象にした支援事業や新規就農者への支援事業などを行い、新たな農業の担い手に対する経営支援・確立に取り組んでいます。そのほか、家族経営協定による女性就農者の推進や6次産業化の推奨による農業所得の向上も進めてきました。

今後も、新規就農者の確保や退職世代の就農者の確保と、認定農業者になるための支援などの取組みが必要です。また、農業女性の会への支援を行いながら、6次産業化を中心に女性農業者が活躍できる場をつくり、農業所得を向上させていく取組みが求められます。

## (2)産地育成

### 農業産出額

本市の農業は米の消費減少に伴い、野菜や花き等の園芸作物との複合経営に転換しつつあり、多くの品目で県内有数の産地となっています。また近年は、消費者にとって「糸島産」そのものが、安全と美味しさのブランドとなってきています。そのため、直接契約や直売所などでの販売額を増やす生産者も増えており、より一層の多品目化が進んでいます。



糸島平野から可也山を眺める

### J A 糸島販売額ベスト10(平成26年)

品目区分	販売額(消費税除く)	構成比
イチゴ	12億5,468万円	11.6%
米	11億7,223万円	10.8%
豚肉	11億7,057万円	10.8%
花き	8億8,042万円	8.1%
牛肉	6億971万円	5.6%
キュウリ	4億4,575万円	4.1%
ブロッコリー	3億1,425万円	2.9%
麦	2億1,756万円	2.0%
キャベツ	1億9,824万円	1.8%
トマト	1億6,264万円	1.5%
販売額合計	108億2,259万円	—

一方、糸島農業協同組合の出荷資料(H26年)によると、販売額はイチゴが最も多く12.5億円、次に米11.7億円、豚肉11.7億円、花き8.8億円の順となっています。これらの主力農産物は、市場取引価格の高い京浜・京阪神地区や福岡都市圏に出荷されています。近年は、直売所や消費者と直接取引を行う生産者が増えており、個人販売を除く市内の農産物販売額は、J A 糸島及び直売所の取扱額から、およそ133億円になるものと見込んでいます。

今後は、生産性向上やコスト低減はもちろん、消費者・実需者のニーズに沿った生産促進や品質向上などを図ります。また、農畜産物のブランド化などを進め

## 市内直売所の総売上額の推移

年度	H24	H25	H26
販売額	52 億円	52 億円	53 億円



土地利用型農業では、大型機械が大活躍

ながら、さらに産地全体のブランドイメージを高め、競争力の高い産地を育成していく必要があります。

### 米・麦・大豆

米・麦・大豆を主とする土地利用型農業では、需要に応じた新たな品種導入や品質の向上など、売れる米・麦・大豆づくり、農地中間管理事業による農地集積と生産規模の拡大、生産技術向上による収量向上や生産コストの低減などが課題となっています。またこれらの品目は、平成25年度から実施している経営所得安定対策の対象品目であるため、制度への加入推進を継続して行う必要があります。

### 米

本市では、ヒノヒカリや夢つくしなどの主食用米のほか酒造用米の山田錦など様々な品種を生産しています。平成27年産の作付面積は1,815haで水田面積に占める作付率は59.7%となっています。

この中には、JA糸島特別栽培米部会による特別栽培米が89戸の農家により168ha作付けされ、減農薬・減化学肥料栽培の取り組みが行われています。

米は、国の経営所得安定対策のもと需要量に応じた作付を行っていますが、主食用米の消費量が減少する中で、非主食用米(飼料用米、米粉用米、WC S用稲等)の作付への転換を図っていく必要があります。

本市では、生産の省力化や効率化を図るために国県事業を活用した大型コンバイン等の高性能機械の導入を進めていますが、今後は、安全で信頼される「売れる米づくり」に取り組む必要があります。また稲作においては、特に兼業化、高齢化が顕著であり、経営規模も小さい農家が多い状況であるため、認定農業者の育成や集落営農組織の設立等担い手の育成が急務となっています。

### 麦

本市ではビール等の原料となる大麦、麺やパン等の原料となる小麦が生産されています。平成27年産の作付面積は、大麦465ha、小麦429haの計894ha。麦は、需要に応じた品種で高品質な麦づくりが望まれ、今後は、実需者の要望に応じた生産をする必要があります。

### 米・麦・大豆作付面積(平成27年産)

品目	品種	作付面積	作付割合
米	ヒノヒカリ	845ha	46.6%
	夢つくし	279ha	15.4%
	山田錦	244ha	13.4%
	コシヒカリ	143ha	7.9%
	つくしろまん	6ha	0.3%
	にこまる	137ha	7.6%
	元気つくし	97ha	5.3%
	ミルクキーン	29ha	1.6%
	もち米	31ha	1.7%
	その他	4ha	0.2%
	合計	1,815ha	100%
麦	大麦	465ha	52%
	小麦	429ha	48%
	合計	894ha	100%
大豆	大豆	107ha	

## 大豆

本市の大豆は平成 27 年産では、転作作物として約 107ha が作付けされていますが、反収が低いため、栽培技術の向上による生産性の向上が必要です。

## 野菜

本市の野菜は、施設栽培や露地栽培によって多種多様な野菜が生産され、JA などを通じて出荷されています。

野菜の生産は、比較的収益の高い農業経営が見込まれるため、主業農家の多くが米と野菜による複合経営に取り組み、イチゴやキュウリ、ブロッコリー、キャベツは県内有数の産地となっています。

JA 糸島では品目ごとに生産部会が設置されており、各部会において、生産拡大や品質向上等を目指す研修会等をはじめとする様々な取り組みや国や県の補助事業を活用した施設整備が進められています。また、安全性を重視した付加価値の高い農産物の生産を目指し、生協野菜の取り組みを行っています。さらに堆肥を利用した取り組みなども実施されています。

### 主な野菜作付面積（H25年産）

品目	作付面積
ブロッコリー	133ha
キャベツ	100ha
イチゴ	29ha
キュウリ	12ha
ネギ	9ha
レタス	8ha
菜の花	7ha
アスパラガス	6ha
トマト	4ha

資料：福岡県農業統計調査

### 主な花き作付面積（H25年産）

品目	作付面積
キク	30ha
洋ラン類	12ha
センリョウ	7ha
バラ	3ha
トルコギキョウ	3ha

資料：福岡県農業統計調査



美味しい糸島の「あまおう」

野菜についても海外からの輸入量増加により国内のみならず国外も含めた産地間競争にさらされています。今後は、市場や消費者ニーズに対応するため、周年出荷や多様化に対応できる生産体制の確立とともに、美味しさや安全性を重視した高付加価値の生産に取り組む必要があります。

一方、直売所においては、糸島の安全で新鮮な野菜のブランド化が進み、特に大規模直売所では品ぞろえの良さもあり需要が増えています。生産体制の確立へ向け、出荷者・出荷量・品目の拡大や品質向上を図るため、出荷者への生産技術等の指導に取り組むことなどが課題となっています。

## 花き

花の需要は、冠婚葬祭用をはじめとする業務用や贈答用として大きく拡大してきましたが、日本の市場が国際的に見て高価格で取引されているため、輸入が増加しています。輸入花は、価格の安さに加え、国産花が必ずしも対応しきれていない消費者ニーズに対応した供給を行うことで取扱量を伸ばしています。

本市では多様な花や花木類が生産されていますが、特にキク、ラン、トルコギキョウ、クルクマは県内有数の産地となっています。中でもキクは年間収穫量が1,200万本(平成25年産)に及ぶ糸島の主力品目で、中山間地域を中心に栽培されています。今後も黄色の輪菊・小菊等の色物の菊は、品質に大きな期待が寄せられています。

今後の花きの需要は、心の豊かさやゆとりが重視されるなかで、生活に密着したものになると考えられ、業務用から家庭用へ需要の割合が高まる中で、生産コストの安い輸入品の増加に対応するとともに、日持ち性や価格面など消費者・実需者ニーズに応えるよう高品質な花づくりとコストの低減を図ることが課題となっています。



キクやランなど、多彩な花きが生産されている

### 果樹

本市の果樹は、比較的温暖な気候に恵まれているため、温州ミカンをはじめ、中晩柑の生産が多い状況です。果樹農家も、高齢化や後継者不足のため、廃園などによる栽培面積の減少や樹勢低下による収量低下、価格の低迷等の問題があり、優良品種への改植や園地の整備、高品質化などが課題となっています。

その対策として、県育成品種「早味かん」や「JA糸島ブランド「紅まる君」等の推進を行っています。また、オーナー園の取組みを行う農家もあり、高祖地区の8.7ha(5,000本)のみかん農園では1,500人とオーナー契約を結び、優れた栽培技術を持った農家が育てたミカンオーナー自ら収穫するもので好評を得ています。



温州を中心に柑橘類も、多く栽培

### 主な果樹栽培面積 (H25年産)

品目	作付面積
中晩柑類	35ha
温州ミカン	34ha
カキ	2ha
モモ	2ha

中晩柑類...温州みかん以外の柑橘類

資料:福岡県農業統計調査

### 畜産農家数及び家畜飼養数 (27.2.1現在)

畜種	農家数(戸)	飼養頭羽数(頭、羽)
乳用牛	27	2,628
肉用牛	19	1,684
豚	14	20,649
採卵鶏	12	284,670
ブロイラー	6	155,950
計	78	465,581

資料:飼養頭羽数調査

### 畜産

本市の畜産は、県内有数の産地です。しかし、畜産業経営は厳しく、特に乳用牛は全国的な生乳需要減少による牛乳や乳製品の価格低迷で、深刻な状況となっています。また、飼料の多くを輸入に依存しているため、円安や需要増大による価格の高騰など、為替などの国際的な様々な影響で畜産飼料の価格高騰が起り、畜産経営全体としても厳しい状況に陥っています。

今後は、乳質や肉質の良い高品質畜産物の生産やブランド化の確立により、産地の競争力をつけることが課題となります。また、畜舎の近代化・省力化や水田を活用した飼料用稲(WCS)、飼料米等の飼料作物の作付に取り組んでいます。さらに自給飼料の取り組みを拡大し、生産コストの低減など経営体質の強化を図る必要があります。



人気の糸島牛

一方、臭気低減の対策については、市内の畜産農家で構成する畜産経営環境保全組合が主体となり、施設の清掃管理の徹底を基本に微生物の応用や臭気低減資材の使用を推奨するなど、環境保全への取り組みを行ってきました。しかし、都市化に伴う混住化の進展や環境問題に対する意識が高まる中、レベルの高い環境対策が求められており、これが大きな課題となっています。



臭気低減など、環境対策が求められる

さらに、近年発生している鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病が万一発生した場合、発生農場のみならず近隣農場も家畜の殺処分や移動制限な

どの対象となります。これは畜産農家にとって致命的なダメージになるだけでなく、地域全体に大きな影響を与える可能性があるため、家畜の衛生管理指導や伝染病発生防止対策などの家畜防疫対策については、十分に取り組むことが必要となっています。

### (3) 農業経営の確立



糸島市の農業を担う認定農業者で組織する協議会

#### 認定農業者と農地の利用集積の状況

市は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）」に基づき、効率的で安定した農業経営を目指す農業者を「認定農業者」に位置づけています。認定農業者数は平成27年10月末現在、372経営体（うち法人31経営体）です。市は、認定農業者が本市農業生産額の相当部分を担えるよう、農業構造の確立を目指しています。

具体的には、他産業従事者並みの所得と労働時間、年間農業所得(主た

る農業従事者 1 人当たり 470 万円程度、1 経営体当たり 530 万円程度) 年間労働時間(主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間程度)の実現を目指しています。

また、市内の農業者が耕作する経営耕地面積は、農家数の減少や高齢化などによる担い手の減少により、平成 17 年の 3,634ha から平成 27 年の 3,536ha に、この 10 年間で 98ha 減少しています。

利用権設定による農地の貸借については、今後も、意欲ある経営体への農地への集積を図っていくこと等が課題となっています。

#### ソフト面・ハード面での支援

農畜産物の価格低迷や国内外を含めた産地間競争等、厳しい状況が続いています。その中で継続的な農業経営を行うには、それぞれが自分の農業経営を把握・分析し、それを基に農業生産・経営を行う必要があります。農業者の経営感覚を高めるため、経営相談や個別の経営診断のほか、それに基づく経営指導や生産技術指導等の支援を継続的に行うことが必要です。

また、安定的な農業経営を実現するためには、規模の拡大や作業の省力化・効率化等といった方法による生産コストの低減が必要です。そのため市では、近代化施設や高性能機械の導入について、国・県の補助事業を活用しながら推進してきました。今後も効率的で安定した農業経営、また、ゆとりある農業経営を実現していくために近代化施設や高性能機械の導入支援を継続していくことが必要です。

#### 前期計画の総括

本市の農業の担い手の中心は、認定農業者です。前期計画では、認定農業者数 10%以上の増加を数値目標に、認定農業者連絡協議会への支援などを行ってきましたが、ほぼ横ばいで推移しています。認定農業者には補助事業や融資制度などのメリットはあるものの、実力があっても、これらが必要になったときに認定を受ける農業者も多い状況です。

また、認定農業者への農地集積も数値目標を掲げ、農地集積円滑化などの事業に取り組んできました。その結果、おおむね 10%の拡大が実現し、50.7%の集積となっています。

今後も、認定農業者の育成・確保は必要であり、新規就農者が認定農業者を目指せるよう支援することと併せ、関係機関と連携しながら認定農業者連絡協議会への各種支援、また、経営改善相談や情報発信など、農業者にとってメリットのある取組みが求められます。



経営感覚を高めるための研修・相談は必要



施設の改修など、長寿命化の支援も実施

## 第4節 農村に関する現状と課題

本市の農村は、豊かな資源と自然環境に恵まれ、農村の営みの中から景観や風俗、文化など多くを生み出し、現在に生きる私たちの生活に大きな恵みをもたらしてきました。

特に、農村の大半の面積を占める「田」は、雨水を溜めて洪水を防止し、水源涵養の役割を果たすほか、大気や水の浄化など多面的な機能を果たしています。これは、私たちの生活や暮らしを守る貴重な役割です。また、農村の水や緑、多彩な生物等の「自然」、祭りや芸能等の「文化」は、人と農業・農村との長い関わりの中で生まれ、育まれ、伝えられてきました。

これら多様で多彩な農村の資源は、子どもたちの情操教育はもちろん大人たちの心も癒し、ゆとりや潤い、安らぎの体験の場として、貴重な市民共有の財産となっています。このような農村の豊かな資源を、市民みんなで育み次世代へ継承していくことは、とても大切です。

### 1 農業資源の保全

農村の人口が減少し、高齢化が進むに伴ってこれまで地域住民によって維持管理されてきた用排水路やため池、農道、里山などの持続的な維持・管理が難しくなっています。併せて農村の地域コミュニティ活動を維持していくことが困難になりつつあります。

農村は、その地域に住む人だけでなく、市民みんなの貴重な財産です。農村の多彩な役割と機能を維持し、十分に発揮させ、次世代に良好な形で引き継いでいくための環境整備を進めて行くことが必要です。

今後は、農家以外の地域住民による維持・管理作業への参加、また新たな住民の農村への転入を促すための施策等が必要です。また農地や用排水路等を地域で管理する「農村づくり」はもちろん、市民の環境整備への参画を促すためのシステムづくりなどが求められます。

#### 前期計画の総括

前期計画では、農道や里山等を保全する地域活動を維持するため、農地・水保全管理支払事業（多面的機能支払事業）や中山間地等直接支払制度に取り組む組織数を数値目標に、加入を推進してきましたが、加入組織数は横ばいで推移しています。

また、ほ場整備率も 88% を数値目標に取組みを進めてきました。目標は達成していますが、農業生産基盤をさらに整備するため、今後も推進していく必要があります。

### 2 耕作放棄地の発生防止・解消

農業従事者の高齢化や後継者不足等により、本市でも耕作されない農地が発生しています。また、イノシシやサル等の鳥獣による農産物被害も多く、耕作放棄地が発生する要因の1つと

#### 農業・農村の多面的機能の経済評価額

単位：億円/年

評価項目	経済評価額		
	全国 <sup>1</sup>	福岡県 <sup>2</sup>	糸島市 <sup>2</sup>
洪水防止	34,988	682	35.1
水資源かん養	15,170	295	15.2
土壌浸食防止	3,318	65	3.3
土砂崩壊防止	4,782	93	4.8
有機性廃棄物分解	123	2	0.1
気候緩和	87	2	0.1
保健休養	23,758	463	23.8
合計	82,226	1,602	82.4

1 日本学術会議答申(平成13年11月)

2 全国の耕地面積に対する福岡県、糸島市の耕地面積シェアにより算出

なっています。特に中山間地域を中心に、条件の厳しい農地に耕作放棄が集中しています。

そのため「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払交付金」などを活用しながら、耕作放棄地の発生防止に取り組んでいます。また、糸島市鳥獣被害防止対策協議会や糸島地域耕作放棄地対策協議会と連携し、国県補助を活用した鳥獣被害対策のほか、耕作可能な農地への復元化などへの取組みも、さらに充実させていく必要があります。

#### 前期計画の総括

耕作放棄地の解消については、台帳整備や国の耕作放棄地再生利用交付金に市費を上乗せするなど、解消面積を数値目標に定めて取り組みましたが、なかなか進まないのが実情です。そのため、平成 27 年度から国の再生利用交付金を活用した耕作放棄地再生利用モデル事業を開始し、トウガラシ、ニンニク、ケール、レモンガラスの4つのモデル事業を採択しています。

鳥獣害被害の防止についても、被害額の減少を数値目標に侵入防止柵や箱罾購入の支援、捕獲報奨金の実施などを行ってきましたが、被害額は増加しています。現在の施策と併せ、新たな取組みを考えていく必要があります。

### 3 農村を楽しむ休暇グリーンツーリズム

農業体験や地元の人々との交流を通して心身をリフレッシュする、「グリーンツーリズム」が盛んになっています。今後、さらに入込客数を増加させていくためには、農村地域の経済の活性化を目指していく必要があります。そのためには、農業公園の運営の充実や市内にある農畜産物直売所などのグリーンツーリズム施設と連携した取組みが必要となります。

#### 前期計画の総括

グリーンツーリズムの推進については、市民農園の利用者数の増加やファームパーク伊都国の年間利用者数を数値目標に各種体験イベントの開催のほか、ホームページやチラシ、小冊子による情報提供を行ってきました。ファームパーク伊都国の利用者数は 35%以上増えたものの、市民農園の利用者は横ばいで推移しています。今後、さらにグリーンツーリズムの情報発信の強化と直売所と連携した取組みを進めていく必要があります。

### 4 資源循環と環境保全型農業

市内の一部の農村地域では、農地と住宅の混在による農業用水の汚濁、防除作業や野焼き、畜産に起因する臭気等の問題が発生しています。また、化学肥料や農薬等の開発により、安定した農業生産が行われるようになりましたが、一方では農業生産活動に伴う環境への負荷が問題となっています。

農業生産を安定させながら、化学肥料、農薬の使用量を減らし、環境（水・



環境保全のための廃ビニール等の回収

土・空気)と調和した、将来的にも持続可能な環境保全型農業が求められています。

さらに、未利用バイオマスの利活用は、資源循環や新たな産業と雇用の創出の機会となるため、電力、熱、固形燃料などのエネルギー利用や飼料・肥料などの用途へ利活用が見込まれることから、九州大学等の研究機関と連携しながら、実用化を目指して本市としても調査研究を行い、実践していく必要があります。

#### 前期計画の総括

資源循環の推進については、稲わらとたい肥交換による「畜産たい肥」の施用面積の拡大を数値目標に取り組みました。しかし、飼料用米やWC Sの作付面積が増加し、稲わらの収集面積が減少することになったため、対象の施用面積は横ばいで推移しています。

一方、牧草作付地の増加により、畜産たい肥の施用面積自体は増加傾向にあります。

環境保全型農業の推進については、環境保全型農業直接支援事業の取組面積を目標数値としましたが、期間内に2度の制度改正(対象基準の変更)が行われています。制度改正はありましたが、重要な環境保全施策であるため、今後も継続した取り組みが必要です。

## 5 情報発信

市民みんなで農力を育むという視点から「食」、「農」、「環境」に関する情報の共有化や食料・農業・農村の情報について積極的に発信していく必要があります。

広く情報提供する方法として、市や農業委員会の広報紙のほか、市や糸島市農業公園ファームパーク伊都国(以下「ファームパーク伊都国」という。)のホームページ、必要に応じてイベントチラシやパンフレット、マスコミへの情報提供など行っています。



情報発信で、多くの人と情報を共有化

農業関係者への情報提供としては、認定農業者連絡協議会や農業女性の会の機関紙、JA糸島の広報紙への掲載依頼など、行政以外の媒体も活用して情報を提供しています。

基本計画に基づいて行う施策のうち、市民に提供すべき、また市民が求める情報を把握し、リアルタイムに効果的に発信していくことが、計画を推進する上での重要な課題となります。

#### 前期計画の総括

前期計画では、ファームパーク伊都国のホームページの情報発信回数や市ホームページの農業関連記事とリンクする農業関係サイト数を数値目標に定め、食料や農業、農村やグリーンツーリズムなどの情報について積極的に発信・共有化してきました。

平成27年度にはファームパーク伊都国のホームページをリニューアルし、毎月4回、最新情報の発信を行っています。また、市ホームページ農業関連記事とリンクする農業関係機関や直売所、地産地消応援団などのサイト数も増え、47サイトになりました。

今後も、ホームページによる情報発信はもちろん、関係機関の媒体やマスコミなど、あらゆる情報発信の機会を活用し、情報発信を行っていく必要があります。